

愛知県パーキング・パーミット制度の

対象駐車区画ご登録のお願い

令和8年6月制度スタート | 登録は4月から受付開始

愛知県パーキング・パーミット制度とは



障害のある方や難病の方、要介護状態の方、妊産婦の方など、歩行が困難であると認められる方に対して利用証を交付することで、対象駐車区画における不適切な駐車を抑制し、適正利用を図る制度です。対象駐車区画を設置している施設管理者の皆様には、本制度へのご協力をお願いします。

施設管理者の皆様への依頼内容

1 対象駐車区画の設置と登録の届出

対象駐車区画は次の2種類です。どちらか一方でも設置している場合は、登録の届出について、ご協力をお願いします。登録方法は、裏面をご覧ください。

障害者等用駐車区画

バリアフリー法等に基づき設置している幅3.5m以上の区画で、障害者のための国際シンボルマーク(車椅子のマーク)が標示されている区画。車椅子を利用している方など、車の乗り降りのために広い幅を必要とする制度対象者の方に優先的に駐車していただく区画。



プラスワン駐車区画

施設の入出口近くなどに施設管理者が任意に設置している通常幅の区画で、カラーコーン等によりプラスワン駐車区画であることが標示されている区画。広い幅を必要としない制度対象者の方に優先的に駐車していただく区画。

2 制度の周知・適正利用の促進

- 愛知県が作成した啓発チラシの配架やポスターの掲示、店内放送等により、制度の周知にご協力をお願いいたします。
- 利用証を掲示していない車が対象駐車区画に駐車している場合は、啓発チラシの配布などにより制度をご案内いただき、適正利用の促進にご協力をお願いします。

利用証の種類(ルームミラーに掲示)

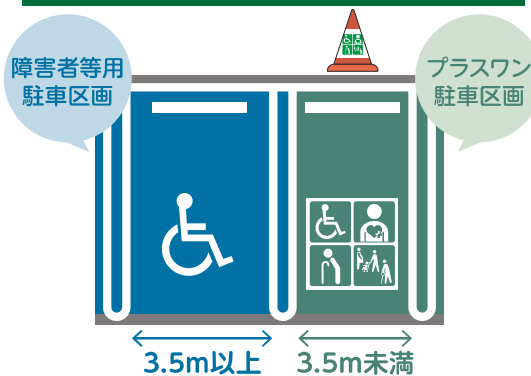


無期限の利用証



有効期限 年 月 日
有期限の利用証

区画標示(例)



お問合せ先

愛知県パーキング・パーミット制度事務局

TEL / 052-990-6845

〒460-0003 名古屋市中区錦2-8-26 宮井名古屋ビル6階 TKP名古屋伏見ビジネスセンター6C
E-mail / aichi-pp@athuman.com

詳しくはWebへ!

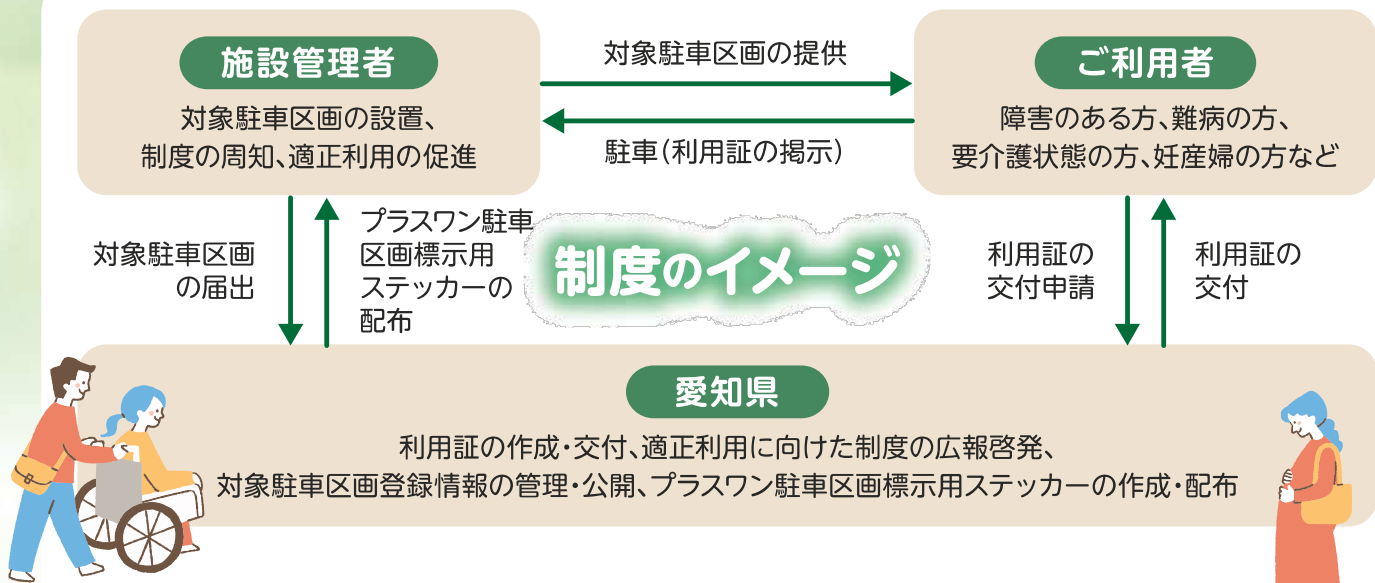
【愛知県ウェブページ】

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/shogai/aichi-parkingpermit.html>

愛知県パーキング・パーミット制度

検索





対象駐車区画の登録手続き 令和8年4月1日から受付スタート

1 対象駐車区画の設置をお願いします

対象区画

- ① バリアフリー法等に基づき設置している幅3.5m以上の「障害者等用駐車区画」
- ② 施設の出入り口近くなどに任意に設置している通常幅の「プラスワン駐車区画」

どちらか一方のみを設置している場合でも、登録の届出が可能です。

2 あいち電子申請・届出システムもしくは郵送にて、事務局へ届出をお願いします

電子届出: 愛知県ウェブサイトより、あいち電子申請・届出システムを通じて届出してください。

【愛知県ウェブサイト】<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/shogai/aichi-parkingpermit.html>

郵送届出: 表面に記載の事務局宛てに、登録届出書を郵送してください。



3 プラスワン駐車区画を設置していただいた施設には、事務局よりプラスワン駐車区画標示用ステッカーを送付します

ご用意いただいたカラーコーンにステッカーを貼付し、プラスワン駐車区画の車止めの奥などに設置してください。



4 届出いただいた対象駐車区画の情報は、愛知県ウェブページに公開します。

制度にご協力いただくことによるメリット

トラブル・クレームの減少・回避

利用証の掲示により、利用対象者が駐車していることが明確となるため、利用者間でのトラブルや施設管理者へのクレームの減少・回避が期待されます。

施設利用者の満足度向上

外見からは障害等のあることが分かりづらく、対象駐車区画の利用を控えていた方が、気兼ねなく駐車できるようになるため、施設の利用満足度の向上につながります。

共生社会の実現

障害のある方、難病の方、要介護状態の方、妊産婦の方などの利用対象者や、それ以外の一般の方も含め、施設を利用する方々の相互理解が深まり、誰もが安心して暮らすことのできる共生社会の実現に貢献できます。

施設のイメージアップ、社会貢献

登録いただいた対象駐車区画が県のウェブページに公開されることで、施設のイメージアップや社会貢献につながります。